

学校法人東京神学大学寄附行為

1951年3月 5日組織変更認可
1955年7月21日一部変更認可
1960年7月21日一部変更認可
1961年6月27日一部変更認可
1966年2月18日一部変更認可
1968年5月31日「前文」設定
1975年11月4日一部変更認可
1976年 3月5日一部変更認可
2005年3月30日一部変更認可
2012年5月28日一部変更認可
2013年7月 5日一部変更認可
2020年1月22日一部変更認可

前 文

日本における諸教派の合同によって1941（昭和16）年設立された日本基督教団は、その創立総会において教職養成機関の必要を表明し、そのために必要な処置をとるべき決議を行なった。それに基づいて、既存の15校の神学校が合併して1943（昭和18）年3月、2校の男子神学校と1校の女子神学校が設置されたが、男子神学校はさらに「日本基督教神学専門学校」に統合され、教団の教職養成の責を担うこととなった。

戦後の変革期において、独立再建される神学校も生じたが、日本基督教神学専門学校は女子神学校を吸収し、1949（昭和24）年新制度による大学に移行して、「東京神学大学」となり、私立学校法の公布に伴い、1951（昭和26）年3月「学校法人東京神学大学」に組織変更をして今日に至っている。

したがって、東京神学大学は日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに合同教会としての教団の世界教会的理想に従い、より広く日本の諸教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界教会の宣教とに奉仕しようとするものである。

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本法人は、学校法人東京神学大学と称する。

（目 的）

第2条 本法人は、福音主義の基督教に基いて神学を研究し、基督教の教職を養成することを目的とする。

（設置する学校）

第3条 本法人は、前条の目的を達成するために、教育基本法及び学校教育法に従い、次の学校を設置する。

東京神学大学

大学院 神学研究科
神学部 神学科

(事務所)

第4条 本法人は、事務所を東京都三鷹市大沢3丁目10番30号に置く。

(役員)

第4条の2 本法人の役員は、理事及び監事とする。

第2章 理事及び理事会

(理事)

第5条 本法人に理事18名を置く。理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京神学大学長 1名
 - (2) 本法人理事会が選任する、日本基督教団に属する教師・信徒及び宣教師の中から15名。ただし、宣教師は3名以内とする。
 - (3) 評議員のうちから評議員会において挙げられ、理事会において選任された本学教職員でない評議員 2名
- 2 前項第1号及び第3号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第6条 本法人の理事は、福音主義の教会に属する者でなければならない。

第7条 第5条第1項第2号及び第3号の理事の任期は、3年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事に欠員を生じたときはその選出の範囲から補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 理事の定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。
- 4 理事は任期満了の後でも、後任が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(理事長及び常務理事)

第8条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。理事長の任期は、理事在任期間とする。

- 2 理事(理事長を除く。)のうち7名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。常務理事の任期は、理事在任期間とする。
- 3 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。
- 5 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
- 6 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事会)

第9条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集し、理事長が理事会の議長となる。
- 4 理事長は、学長理事又は理事3名以上の要求があるときは、理事会を招集しなければならない。
- 5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 6 前項及び第19条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

第10条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とし、定期理事会は、毎年3回、5月、11月及び3月に開会する。臨時理事会は必要に応じて開会する。

第11条 理事会は、本寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、法令及び本寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議事の議決に加わることができない。

(常務理事会)

第12条 理事会に、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、原則として毎年8回開会する。
- 3 常務理事会が審議した事項は、理事会の議決を得なければならない。

(理事会の業務決定)

第13条 次の事項については、理事会において審議決定する。

- (1) 学長の任免に関する事項
- (2) 予算及び決算報告書の作成
- (3) 学事及び業務報告書の作成
- (4) 事業計画
- (5) 事業に関する中期的な計画
- (6) 資産の管理
- (7) 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- (8) 職制及び施行規則に関する事項
- (9) 学則に関する事項
- (10) 監事候補者の選出
- (11) 常務理事の選任
- (12) 評議員の選任
- (13) 評議員会において議決した事項
- (14) その他本法人の業務に関する事項

(議事録)

第14条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項につい

- て、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び当該理事会において指名された2名の理事が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
 - 4 出席理事から議事録の記載について意見のあった場合は、その申出に基づいて理事会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

(理事の解任及び退任)

第15条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第3章 監事

(監事)

第16条 本法人に監事2名を置く。

第17条 監事は、本法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

第18条 監事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第18条の2 監事が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第19条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

- (5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要なときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。
 - (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(理事の行為の差止め)

第19条の2 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の解任及び退任)

第20条 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 監事は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

第21条 本法人に評議員会を置き、次の範囲から選ばれる評議員37名をもって組織する。

- (1) 本法人理事会の選任する、日本基督教団に属する教師・信徒及び宣教師の中から22名。ただし、宣教師は5名以内とする。
- (2) 次の範囲から挙げられ、理事会が選任する者
 - ① 東京神学大学教職員の互選による教職員 5名

② 東京神学大学同窓会の推薦による同会員 6名

(3) 本法人理事会が選任する、前各号の他適当な者 4名

第22条 本法人の評議員は、福音主義の教会に属する者でなければならない。

第23条 評議員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第24条 評議員に欠員が生じたときは、その選出の範囲から1カ月以内に補充する。

ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第25条 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任し、その任期は、評議員在任期間とする。

第26条 評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、学長理事又は評議員13名以上の請求があるときは評議員会を招集しなければならない。

第27条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会とする。定期評議員会は毎年3回、5月、11月及び3月に開会する。臨時評議員会は理事長が必要と認めるとき又は私立学校法第41条第5項の規定により請求のあったときこれを招集する。

第28条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2 評議員会の議事は、特に定めのあるもののほかは、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

4 議長は、評議員として議決に加わることができない。

5 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 評議員会議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長、評議員会議長及び当該評議員会で指名された評議員2名が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第30条 理事長は、次の事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 学長の任免に関する事項

(2) 予算、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分

(3) 事業計画

(4) 事業に関する中期的な計画

(5) 役員に対する報酬等（報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準

(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(7) 本法人寄附行為の変更

- (8) 本法人の合併及び解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他本法人の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認められたもの。

(評議員会の意見具申等)

第31条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事及び監事の業務執行状況について理事会に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は理事及び監事から報告を徴することができる。

(評議員の解任及び退任)

第32条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第5章 資産及び会計

(資産)

第33条 本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載した資産
- (2) 寄附金品。寄附者に指定がある場合は、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 授業料その他学校収入
- (5) 日本基督教団の助成援助金
- (6) その他本法人が取得する財産

(資産の区分)

第34条 本法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産は消費し、又は担保に供することができない。ただし、本法人の事業遂行上止むを得ない事由のあるときは、理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における評議員総数の4分の3以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第36条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会

において意見を求め、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

- 2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに理事長が編成し、評議員会において意見を求め、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(決算及び実績報告)

第37条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績について理事会の議に付し、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 理事長は、理事会で確定した決算及び事業の実績を、毎会計年度終了後2カ月以内に評議員会に報告し、その意見を求めるものとする。

(財産目録等の作成、備付及び閲覧)

第38条 本法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の書類及び第19条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、本法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第39条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 本法人会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 本法人は、理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における評議員総数の4分の3以上の議決並びに日本基督教団総会の承認を得、文部科学大臣の認可を受けなければ、これを解散することができない。

- 2 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合には、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会における出席した評議員の3分の2以上の議決を得、文部科学大臣の認定を受けなければ、これを解散することができない。

(残余財産の帰属)

第42条 本法人が解散した場合における残余財産は、日本基督教団の神学教育機関の中から、理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における評議員総数の4分の3以上の議決によって選定された学校法人に帰属するものとする。

(合併)

第43条 本法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における評議員総数の4分の3以上の議決を得て、文部科学大

臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第 4 4 条 本寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会において出席した評議員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会において出席した評議員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の場合は、会議の 1 カ月以上前に議案を示して会議を招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

- 第 4 5 条 本法人は、第 3 8 条第 2 項の書類のほか、次の第 1 号に掲げる書類は永年、第 2 号から第 6 号までに掲げる書類及び帳簿は作成の日から 5 年間、各事務所に備えて置かなければならない。
- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 役員及び評議員の履歴書
- (4) 役員に対する報酬等の支給基準
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証憑書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿
- 2 本法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、前項記載の書類及び帳簿を閲覧に供しなければならない。ただし、前項第 3 号、第 5 号及び第 6 号はこの限りでない。
- 3 第 1 項第 2 号規定の書類は、個人の住所に係る記載の部分を除外して閲覧させることができる。

(公示の方法)

- 第 4 6 条 本法人の公示は、東京神学大学の掲示場に掲示してこれを行う。

(情報の公表)

- 第 4 6 条の 2 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準
(役員報酬)

第47条 役員に対して、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第48条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第49条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金6万円以上で、あらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第50条 本寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理並びに運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 本寄附行為は、認可の日から施行する。
- 2 変更後の本寄附行為は、認可の日から施行する。
- 3 変更後補充により選任されたものの任期は、現在理事・評議員の残期間とする。

附 則

- 1 本法人の組織変更当初の役員は、当分の間従前の寄附行為によって選任された次の役員とする。

理事長	富	田	満
理 事	桑	田	秀 延
同	村	田	四 郎
同	山	本	忠 興
同	豊	田	実
同	小	崎	道 雄
同	友	井	禎
同	飯	島	誠 太
同	齋	藤	宗 治

同 平 井 慶 一
 同 杉 原 正四郎
 同 H・D・ハナフォード
 同 K・C・ヘンドリックス
 監 事 勝 部 武 雄
 同 伊 藤 立 夫

2 組織変更後のこの寄附行為による役員を選任は、すみやかに行なわなければならない。

3 第1項の役員は、前項の役員が選任された場合にはその職を失うものとする。

附 則

(1) 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)、私立学校法施行令等の一部を改正する政令(平成16年政令第226号)及び私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第37号)が公布され、平成17年4月1日から施行されることに伴い、本寄附行為を変更する。

(2) 本寄附行為は、認可の日(平成17年(2005年)3月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年(2012年)5月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年(2013年)7月5日)から施行する。

附 則

令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

財産目録

(1950年12月20日現在)

基本財産

1 土地	8672.05坪	7,358,574円
2 建物	1605.81坪	49,943,150円
3 図書備品	37,671点	23,916,300円
4 有価証券		77,910円
5 銀行預金		81,518円
計		81,377,452円

運用財産

1 銀行預金	402,688円
2 現金	233,986円
3 その他	739,004円
計	1,375,678円
合計	82,753,130円

参 考

- 1 1910年3月29日・・・財団法人東京神学社神学校設立許可
- 2 1930年2月20日・・・財団法人日本神学校に組織変更認可
- 3 1943年3月31日・・・日本基督教団神学校財団に変更認可
- 4 1951年3月 5日・・・学校法人に組織変更認可